

学校感染症による出席停止申請書記入のお願い

学校保健安全法施行規則により、下表のとおり「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められております。この期間は学校内での感染拡大を防ぐために、罹患した生徒は登校できない期間です。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）

これらの感染症（下表）に罹患した可能性があつて、欠席をさせる場合には、学校へご連絡ください。医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を再登校させる際には、別紙「出席停止・忌引き申請書」を担任へご提出ください。

なお、病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校感染症による出席停止期間一覧

| | | |
|-----------------|--|---|
| <p>第1種学校感染症</p> | <p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱 痘そう、南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る）</p> | <p>・ 治癒するまで</p> |
| <p>第2種学校感染症</p> | <p>インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎</p> | <p>・ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後、3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・ 発しんが消失するまで ・ すべての発しんが痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ・ 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで</p> |
| <p>第3種学校感染症</p> | <p>コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症</p> | <p>・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p> |